**労働条件通知書**

|  |
| --- |
| 年　　月　　日殿　事業場名・所在地使用者職氏名 |
| 雇用期間 | 期間の定めなし、試用期間（　　ヶ月間） |
| 勤務場所 | （雇入れ直後）　　　　　　　　　　　　　　（変更の範囲） |
| 職務の内容 | （雇入れ直後）　　　　　　　　　　　　　　（変更の範囲） |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項 | １　始業・終業の時刻等　(1) 始業（　　　時　　　分）　終業（　　　時　　　分）　【以下のような制度が労働者に適用される場合】　(2) 変形労働時間制等；（　　）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 　始業（　時　分） 終業（　時　分） （適用日　　　　　） 　始業（　時　分） 終業（　時　分） （適用日　　　　　） 　始業（　時　分） 終業（　時　分） （適用日　　　　　） (3) ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。（ただし、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｲﾑ（始業）　時　分から 時　分、（終業）　時　分から　 時　分、　　　　　　　　　 　 ｺｱﾀｲﾑ 　時　分から　 時　分）　(4) 事業場外みなし労働時間制；始業（　時　分）終業（　時　分）　(5) 裁量労働制；始業（　時　分） 終業（　時　分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。（正社員就業規則第　条、第　条、第　条～第　条）２　休憩時間（　　）分３　所定時間外労働の有無（　有　，　無　） |
| 休　日 | 定例日　　毎週土・日曜日、国民の祝日、その他（　　　　　　　　　）非定例日　週・月当たり　　日、その他（　　　　　　　　　　）１年単位の変形労働時間制の場合　年間　　日（正社員就業規則第　条、第　条、第　条～第　条） |
| 休　暇 | １　年次有給休暇　６か月継続勤務した場合→　　　　　日　　　　　　　　　継続勤務６か月以内の年次有給休暇　（有・無）　　　　　　　　　→　か月経過で　　日　　　　　　　　　時間単位年休（有・無）２　代替休暇（有・無）３　その他の休暇　有給（　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　無給（　　　　　　　　　　）（正社員就業規則第　条、第　条、第　条～第　条） |
| 賃　金 | 1　基本給　月額（　　　　　　　　円）2　諸手当　イ（　　　　手当　　　　　円）　ロ（　　　　手当　　　　　円）　　　　 　ハ（　　　　手当　　　　　円）　ニ（　　　　手当　　　　　円）　　（正社員賃金規程第　　条ないし第　　条）3　所定外労働等に対する割増率イ　所定時間外　a 法定超　月60時間以内（　　　　）％月60時間超　（　　　　）％b 所定超（　　　　）％　ロ　休　日　a　法定　（　　　％）　b　法定外（　　　％）ハ　深夜　　　　　　 （　　　％）（正社員賃金規程第　　条ないし第　　条）4　賃金締切日・支払日　毎月末締翌日　　日払5　賃金の支払方法　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）7　労使協定に基づく賃金支払時の控除（無　，有（　　　））8　昇給（ 有 ／ 無 ）　→（時期・金額等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）9　賞与（ 有 ／ 無 ）　→（時期・金額等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）10　退職金（ 有 ／ 無 ）→（時期・金額等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 退職に関する事項 | 1　定年制　（　有　(　　歳)　、　無）2 継続雇用制度（ 有（ 　　歳まで） 、 無 ）3　自己都合退職の手続（退職する　　日前迄に退職願を提出）4　解雇の事由及び手続　 懲戒解雇につき正社員就業規則第　　条、普通解雇につき同第　　条5 その他退職関連　正社員就業規則第　　条ないし第　　条 |
| その他 | 社会保険の加入状況（　厚生年金　健康保険　その他（　　　　））雇用保険の適用（　有、　無　）中小企業退職金共済制度（加入している　、　加入していない） 企業年金制度（　有（制度名　　　　　　　　　　　）　、　無　）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（　　　　　　　　　　　　　）